

第9期協力金のよくある問合せ

1. 第9期協力金：10月1日～10月21日分

質問内容	回答
1 もともとの閉店時間が18時の喫茶店(酒類提供あり、カラオケ設備の利用あり)であるが、カラオケ設備の利用をやめたら、協力金をもらえるか。	今回の県独自要請では、20時又は21時までの営業時間短縮と酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請しています。これら全ての要請に応じていただくことが、第9期協力金の支給要件となります。 貴店は、もともとの閉店時間が20時以前で、時短営業ができませんので、協力金の対象とはなりません。 (第8期の緊急事態措置協力金とは、異なりますので、ご注意ください)
2 準備の関係で、10月1日から時短営業できなかった。10月4日以降から時短営業を始めたが、協力金をもらえるか。	協力開始日から、要請期間の最終日まで継続して時短営業した場合に、その日数(定休日等の店休日を除く)に応じて協力金が支給されます。 貴店の場合、10月4日～10月21日までの間が支給対象になります。
3 第9期の本申請は、いつから、どのようにするのか。	第9期協力金の本申請は、要請期間終了後に、受付を開始します。 現時点では詳細は未定です。詳細が決まりましたら県の第9期協力金ホームページでお知らせします。
4 協力金を申請するのに、兵庫県の「適正店認証ステッカー」をもらっておく必要があるのか。	必ずしも必要ではありませんが、認証店かどうかによって、要請内容(時短営業の内容と酒類提供の可否・提供時間)が変わってきます。
5 9月27日に県に「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証交付申請書を提出したが、まだ認証してもらえていない。時短営業は、20時までになるのか。	適正店認証に関して、令和3年9月30日までに県に申請され、今後認証される店舗については、認証を取得している店舗と同じ扱いになります。 貴店の場合、10月1日から営業時間は21時まで、酒類提供は11時から20時30分までに短縮されるようお願いします。
6 令和3年10月1日に県に「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証交付申請して、10月20日に認証された。いつから21時まで時短営業できるのか。	令和3年10月1日以降に認証交付申請し、要請期間の途中で認証された場合、認証日から認証店としての取扱いになります。貴店の場合、10月20日(認証日)から21時まで営業することができるようになります。
7 通常の営業時間が21時までの飲食店である。先日、県の「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証を受けたところだが、10月1日からの要請では、認証店は21時までの時短営業を要請となっている。当店では時短営業したくてもできないことになるが、それでも協力金はもらえるか。	大変申し訳ないのですが、貴店の場合、時短営業をすることができないため、第9期協力金の対象外となります。
8 9月15日に県に「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証交付申請書を提出したが、まだ認証してもらえていない。10月1日からは、認証店扱いということで、21時までの時短営業を行った。10月10日に、県から認証できないと通知があった。時短営業は、20時までに変えないといけないか。	県から認証できないと通知があった10月10日からは、非認証店となりますので、20時までの時短営業に変えていただくことが、協力金の要件となります。 10月1日から10月9日までは、21時までの時短営業でも、協力金の支給要件を満たすこととなります。
9 9月27日に県に「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証交付申請書を提出したが、まだ認証してもらえていない。10月1日から10月21日まで、認証店扱いとして21時までの時短営業を行った。11月2日になって、県から、認証できないと通知があった。非認証店は20時までの時短営業が協力金の条件だが、協力金はもらえなくなるのか。	要請期間終了後に、認証申請が認められなかった場合でも、第9期協力金では、21時までの時短営業をしたことをもって支給要件を満たすこととします。
10 兵庫県の「適正店認証」を取得申請したが、まだもらえていないから、認証ステッカーの写真を提出できない。申請の添付書類はどうしたらよいか。	認証を申請中、または取得していない店舗については、ステッカーの写真の代わりに、感染防止対策をしている店舗であることを示していただくため、「対策項目チェックリスト①」の各項目を実施して頂いたうえで、自己チェックをしていただいたものの写しを、申請に添付していただく予定です。「対策項目チェックリスト」の様式は、県の「第9期協力金」ホームページからダウンロードできます。